

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和7年10月10日（金） 10:58～11:08

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 信次

委員 武田 翔、山口 美津夫、ます 晴太郎、栄居 学、菅原 あきひと、

脇 礼子（代理出席）、藤井 深介、片桐 紀子、松長 泰幸

(2) 議会局出席者

局長 落合 嘉朗、副局長兼総務課長 山田 修、管理担当課長兼副課長 望月 俊哉、

経理課長 奥澤 陽一、議事課長 山崎 智之、政策調査課長 佐藤 恭子、

指導調整統括主幹 井上 実

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

この際、議会局から報告を求められておりますので、どうぞお話しください。

(経理課長)

それでは、政務活動費に係る証拠書類等のホームページ公開についてご報告させていただきます。

報告資料「政務活動費に係る証拠書類等のホームページ公開について」をご覧ください。

「1 公開対象」でございますが、今年度のホームページ公開対象につきましては、令和6年度の4月交付分から3月交付分まででございます。

次に、「2 交付概要」につきましては、「（1）政務活動費交付金の交付方法」は、「会派交付」が6会派、「議員交付」が8会派、「会派及び議員交付」が1会派で、資料記載のとおりでございます。

次に、「（2）交付額及び交付確定額」につきましては、資料記載のとおりでございます。

なお、「交付額」から「交付確定額」を差し引いた、4,061,860 円については、県に返還されております。

次に「3 ホームページ掲載内容」につきましては、別紙1及び別紙2のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

体裁等については、現在公開している令和5年度分と同様でございます。

最後に「4 ホームページ公開までのスケジュール」につきましては、資料記載のとおりでございますが、9月29日から会計帳簿及び証拠書類等の書面による閲覧を開始しておりますが、来月、11月28日（金）には当該書類をホームページに掲載する予定でございます。

説明は、以上でございます。

(田中座長)

お聞きのとおりであります。

このことについて、質問等がある方はどうぞ。

(なし)

それでは、このことについてはご承知おきください。

それでは、本日の議題の「政務活動費のあり方の検討について」に入らせていただきます。

前回、9月16日の当連絡会において、その他の検討事項について、決定したところでございます。

そこで、本日は、その他の検討事項の方向性について、協議いたしたいと思います。

それでは、今年度の検討事項について、改めて、議会局から説明願います。

(経理課長)

それでは、資料「令和7年度 政務活動費連絡会の検討事項」についてご説明いたします。

はじめに、「1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げについて」でございます。

これは、昨今の物価高騰に伴い、備品購入費に係る政務活動費の充当限度額（取得限度額）の引き上げについて検討するというものでございます。

なお、本県議会において、政務活動費における備品購入費に係る取得限度額を設けたのは平成23年4月であり、当時は政務調査費でございましたが、それから現在まで取得限度額は変更しておりません。

次に、「2 パソコン等の充当限度額等について」ですが、パソコン等については、現在、充当限度額（取得限度額）がないことから、新たに充当限度額（取得限度額）を設けるかどうかについて検討するというものです。

また、「政務活動費の指針」中の「パソコン等」の表記の見直しについて検討するというものでございます。

裏面をご覧くださいまして、「3 レターパックの取扱い等について」ですが、通常郵便物の一つであるレターパックについては、現状規定がないため、その取扱いについて整理するというものでございます。

また、切手、はがき、レターパックの遡り充当の取扱いについて、併せて整理するというものです。

説明は以上でございます。

(田中座長)

ただいまの説明について、何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、各検討事項に係る「方向性」について、各会派のお考えをご発言いただきたいと思います。

まず、「1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げ」について、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(武田委員)

最近は様々なものが値上がりしておりまして、備品購入にあたっても取得限度額は引き上げた方がよいと考えております。

その場合は先ほど説明がありましたように、本県議会で備品の取得限度額を設定した平

成 23 年 4 月と、直近の消費者物価指数を比較するなどして、取得限度額をいくりにするのか、考えるのがよいと思います。

(菅原委員)

先ほど自民党さんがおっしゃられたとおりわれわれも同じ意見でございます。

(協議員)

取得限度額の引き上げと限度額をいくりにするかについて同じ意見でございます。

(藤井委員)

同様でございます。

(片桐委員)

同様でございます。

(松長委員)

同様でございます。

(田中座長)

お聞きのとおりであります。

次に、「2 パソコン等の充当限度額等」について、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(武田委員)

パソコン等につきましては、実勢価格も勘案して、取得限度額を設定した方がよいと考えます。

その場合、県政報告として使用する広報紙のデザインや、動画の編集などをパソコンを使用して自前で行うなど、合理的な理由があつて取得限度額を超えるパソコンを購入する場合に、議長の承認を得て、充当できるようにすればよいのかなと考えております。

また、「指針」中の「備品の取扱い」欄の表記については、「パソコン等」に、「スマートフォンを含む携帯電話」や、「タブレット端末」も含まれることが明確になるように、表記を見直すべきだと考えます。

(菅原委員)

先ほどお話があつた自民党さんの意見に我々も賛同するところでありますが、特に、指針におけるパソコン等については明確にすべきだと思います。

(協議員)

自民党さんの意見に賛同です。

(藤井委員)

自民党さんに賛同いたします。

(片桐委員)

賛同いたします。

(松長委員)

賛成いたします。

(田中座長)

お聞きのとおりでございます。

最後に、「3 レターパックの取扱い等」について、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(武田委員)

レターパックを大量に発送するということは、あまり想定されないのかなと考えます。

よって、切手の購入費と同じく、一月当たり 1 万円を充当限度額とするのがよいと考え

ます。

スマートレターや、ミニレターなど、レターパックの類似品もありますが、そういった類似品についても、同様とした方がよいと考えます。

また、切手、はがき、レターパックなどをさかのぼって充当する必然性はないと思うため、さかのぼり充当はできないことにした方がよいと考えます。

(菅原委員)

切手と同様に上限を設けることが妥当かと思います。

(協議員)

自民党さんに賛同いたします。

(藤井委員)

自民党さんに賛同いたします。

(片桐委員)

賛同いたします。

(松長委員)

賛同いたします。

(田中座長)

お聞きのとおりであります。

他に、何かご発言はありますでしょうか。

(なし)

それでは、ただいま、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、次回の連絡会において、各検討事項の方向性の座長案をお示ししますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしたいと思います。

次回の政務活動費連絡会は、11月18日火曜日、議会運営委員会終了後に開催いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様でした。